

事務連絡
令和2年9月25日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した助成金の
交付対象等の見直しに関する留意事項等について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

独立行政法人環境再生保全機構（以下「保全機構」という。）に置かれているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）を活用した助成金の交付対象等の見直しについては、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第21号）を改正するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱等が改正され、その旨令和2年9月25日付け「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（環循施発第2009251号）により通知したところである。

改正後の基金を活用した助成金の交付対象等について、別紙のとおり留意事項及び補足事項を取りまとめたので参考の上、引き続き、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の適正な処理の推進について、特段の御尽力、御協力を頂くようお願いする。

全般関係

1. いつから助成金の交付対象等の変更は適用されるのか。

- 処理費用の軽減措置について令和2年10月1日以降にJESCO及び機構による審査の申請をした者から、今般の交付対象等の変更は適用される。既に当該軽減措置の申請を行っているものの、未だ当該審査が終わっていない者に対しては、JESCOから今回の助成金の交付対象等の変更に係る案内を行い、改めて所要の申請をお願いする予定である。
- なお、新型コロナウイルスの影響による経営の悪化は今般の見直しに先立って既に顕在化しており、その前後において事情の変更が生じているものではないことから、公平性を担保するため、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた保管事業者等が保管する高濃度PCB廃棄物に係る追加助成については、令和2年2月1日以降にJESCOとの処理委託契約に基づく処分に要する費用の支払いを完了した者が保管するものの処理に要する費用であれば、JESCO及び機構による処理費用の軽減措置に係る審査が既に終わっている場合であっても、遡及して行うこととした。

2. 既に処分に係る軽減措置を受けた者に対して遡及して収集運搬費用に係る軽減措置を適用しないことは、公平性の観点から問題があるのではないか。

- 今回の助成金の交付対象等の変更は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業等の経営状況の悪化に加えて、収集運搬費用が過去10年において上昇傾向にあるという、保管事業者等の費用負担に係る諸般の事情の変更を踏まえて講じるものである。
- 高濃度PCB廃棄物の期限内処理のためには、新型コロナウイルスの感染拡大による影響がある中であっても円滑な処理委託の実施に支障が生じないようにすることが必要であり、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の観点から御理解をいただきたい。

収集運搬費用等への助成関係

3. 今後、都道府県市が独自に新たな助成制度を実施した場合でも、PCB廃棄物処理基金による助成をさらに積み増しての補助は出来ないということか。

- 都道府県が独自に収集運搬費用等への助成制度を設けている場合は、PCB廃棄物処理基金による助成額が当該独自の助成制度による助成額を上回る場合にのみ、その差額を追加で助成することとする。

4. PCB 廃棄物の保管事業者等と JESCO との間で処分契約の締結後、JESCO への搬入日及び収集運搬日程が決まってから、収集運搬に関する軽減措置の申請を行うのか。また、手続を行う者は誰になるのか。

- 収集運搬費用等への軽減措置に係る申請は、処分に関する軽減措置の申請と同時に行う。したがって、JESCO との処理契約の前に保管者から申請を行うこととなる。

5. 高濃度 PCB に汚染された保管容器は軽減措置の対象になるのか。その場合の助成限度額はどうなるのか。

- 高濃度 PCB に汚染された保管容器も軽減措置の対象になる。
- 保管容器に保管されていた機器が変圧器又はコンデンサーのいずれであるかに応じて、それぞれ変圧器又はコンデンサーのいずれかの助成限度額が適用されることとなる。

処理責任を有しない者の保管する PCB 廃棄物に適用する助成率の変更関係

6. PCB 特措法に基づく処理責任はないことにつき、誰が如何に判断するのか。

- 従前のとおり、PCB 廃棄物の保管者が処理責任を有する PCB 特措法上の保管事業者に該当するか否かは、その事業活動に伴って PCB 廃棄物を保管しているかという観点から、各都道府県市において御判断いただくこととなる。
- 今回の制度改正は、保管事業者に該当しない保管者が任意で高濃度 PCB 廃棄物の処理を行う場合に、当該高濃度 PCB 廃棄物に適用する助成率の変更を行うものであり、結果として当該保管者に処理の意向はあるものの資金不足により代執行が必要となる事案の減少が想定される。
- 処理責任を有しない者の保管する高濃度 PCB 廃棄物に適用する助成率の変更については、各都道府県市からも個別の指導の中で該当する保管者に直接の案内をお願いする。また、当該保管者がその助成率の変更の適用を受けるに当たっては、JESCO への処理費用の軽減措置の申込みの際に処理責任を有しない旨の届出書を提出することが必要となるため、各都道府県におかれでは、処理責任を有しない旨の届出書を作成の上、当該保管者にお渡しいただきたい。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた保管事業者等が保管する高濃度 PCB 廃棄物に係る追加助成関係

7. 収集運搬費用等についても助成の対象となるのか。

- 収集運搬費用等についても助成の対象となり、追加助成が適用される。

その他

8. 一般廃棄物となる高濃度 PCB 廃棄物を市町村が回収し、まとめて JESCO へ処分委託する場合、95%軽減が適用されると解釈してよいか。この場合、市町村に助成限度額は適用されるのか。また、一廃安定器を居宅等から市町村の一時保管場所へ運搬する際の収集運搬や処分委託完了までの保管等に係る費用等についても軽減対象となるのか。

- 一般廃棄物となる高濃度 PCB 廃棄物は、居宅等において使用された後に廃棄され、その保管者が個人である場合、個人（個人で事業を営んでいる者は除く。）が保管する高濃度 PCB 廃棄物として 95%軽減が適用される。また、助成限度額についても適用されるものの、市町村の一時保管場所への収集運搬や処分委託完了までの保管等に係る費用については軽減措置の対象外となる。

9. 処分期間内に行われる廃棄物処理法に基づく代執行に係る要件及びその費用負担者はどうなるのか。また、PCB 廃棄物が残置されていること自体が将来的な生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるとして処分期間内の代執行の対象となり得るのか。

- 処分期間内に行われる代執行は、廃棄物処理法第 19 条の 8 の規定に基づいて行われることを想定しており、その要件及び費用負担者も同条に規定されている。
- 同条第 1 項においては、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることが要件のひとつとして規定されているが、当該要件に概要するかどうかは PCB 廃棄物の残置されている状況等に鑑みて個別に判断をすることが必要と考える。

10. 廃棄物処理法に基づく高濃度 PCB 廃棄物に係る代執行に対する費用の支援対象如何。

- 今般の見直しは、あくまで期限内の PCB 廃棄物の処理を最大限に加速させるため、処分期間後にいずれ特措法代執行を行うこととなる可能性の高い事案について、処分期間内に廃掃法代執行を行う場合を念頭に、その円滑な実施を担保することを目的としたものである。
- したがって、基金による助成の対象も特措法代執行の場合に倣うことを基本とするが、収集及び運搬並びに処分に要する費用以外の、保管、分析等に要する費用については、廃掃法代執行として行う場合には、例えば不法投棄現場等における代執行等、生活環境の保全上の支障の除去等の措置に要する費用という側面が強く、当該費用への助成は上記の見直しの趣旨に馴染まないため、対象外とする。